

# 株式移転に関する事後開示書類

(ユニティグループ株式会社と株式会社サイバーネットとの株式移転  
について)

2023年2月1日

ユニティグループ株式会社

株式会社サイバーネット

2023年2月1日

## 株式移転に関する事後開示書類

東京都豊島区東池袋三丁目22番7号  
ユニティーグループ株式会社  
代表取締役 伊藤 善啓

東京都豊島区東池袋三丁目22番7号  
株式会社サイバーネット  
代表取締役 遠藤 晃司

株式会社サイバーネット（以下、「サイバーネット」といいます。）は、2023年1月23日開催の臨時株主総会において承認されました株式移転計画に基づき、2023年2月1日を効力発生日として、ユニティーグループ株式会社（以下、「ユニティーグループ」といいます。）を株式移転設立完全親会社とする株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に関する会社法第811条第1項第2号、第815条第3項第3号及び会社法施行規則第210条に定める事項は、次のとおりです。

- 株式移転が効力を生じた日（会社法施行規則第210条第1号）  
2023年2月1日
- 株式移転完全子会社における会社法第805条の2（株式移転をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第210条第2号）  
会社法第805条の2の規定による本株式移転の差止請求をした株主はおりませんでした。
- 株式移転完全子会社における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過（会社法施行規則第210条第3号）
  - 会社法第806条の規定による手続の経過  
サイバーネットは、会社法第806条第3項の規定により、2023年1月6日付でサイバーネットの株主に対し、本株式移転をする旨及び株式移転設立完全親会社であ

るユニティーグループの商号及び住所を通知しました。

なお、会社法第 806 条第 1 項の規定に基づき株式の買取を請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第 808 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第 810 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数  
(会社法施行規則第 210 条第 4 号)

本株式移転によりユニティーグループに移転したサイバーネットの株式の数は 2,384 株です。

5 その他株式移転に関する重要な事項 (会社法施行規則第 210 条第 5 号)

- (1) ユニティーグループは、本株式移転に際して、本株式移転によりユニティーグループがサイバーネットの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるサイバーネットの株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有するサイバーネットの普通株式 1 株につきユニティーグループの普通株式 1 株の割合をもって割当交付しました。

ユニティーグループが本株式移転において交付した株式数は普通株式 2,384 株です。

- (2) ユニティーグループ の設立時の資本金及び準備金は以下のとおりです。

- |         |                |
|---------|----------------|
| ① 資本金   | 金 50,000,000 円 |
| ② 資本準備金 | 金 0 円          |
| ③ 利益準備金 | 金 0 円          |

以上